

## 答申（案）

### 1. 議会議員の報酬について

#### (1) 議会議員報酬月額

議 長	月額	円
副 議 長	月額	円
常任委員長	月額	円
常任副委員長	月額	円
運営委員長	月額	円
運営副委員長	月額	円
特別委員長	月額	円
特別副委員長	月額	円
議 員	月額	円

#### (2) 改定時期

令和7年4月1日

### 2. 町長、副町長及び教育長の給料について

#### (1) 町長、副町長及び教育長の給料

町 長	月額	円
副 町 長	月額	円
教 育 長	月額	円

#### (2) 改定時期

令和7年4月1日

### 3. 答申の理由

本審議会は、町長から諮問を受け、2回にわたり会議を開催し、各種資料を参考に、特別職の職責に応じた適正な額のあり方について、町民の立場に立った公平な立場で、各委員の自主性を保ちつつ意見交換を行った。

その結果、次のように結論づけた。

※第1回及び第2回での意見等をまとめて記載

(意見の集約 (記載例))

特別職である町長、副町長及び教育長については、物価高騰及び県内他町と比較し、●●●●であることから、●●●●とし、その割合は、●%が妥当であると考ええる。

なお、改定時期は、令和7年4月1日とする。

一方、議会議員の報酬については、●●●●であることから、●●●●とし、その割合は、●%が妥当であると考ええる。

#### 4. 付帯意見

●年に1度は議会議員の報酬及び町長等の給料について、社会情勢に応じたものであるかどうか、特別職報酬等審議会において審議することが必要である。